

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成24年10月4日(2012.10.4)

【公表番号】特表2012-502455(P2012-502455A)

【公表日】平成24年1月26日(2012.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2012-004

【出願番号】特願2011-525442(P2011-525442)

【国際特許分類】

H 01 L	33/50	(2010.01)
H 05 B	33/12	(2006.01)
H 01 L	51/50	(2006.01)
H 05 B	33/14	(2006.01)
H 05 B	33/10	(2006.01)
C 09 K	11/06	(2006.01)

【F I】

H 01 L	33/00	4 1 0
H 05 B	33/12	E
H 05 B	33/14	A
H 05 B	33/14	Z
H 05 B	33/10	
C 09 K	11/06	6 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成24年8月16日(2012.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板Aと、変換顔料を含む1またはそれを超える変換層(または複数の変換層)Bとを含む発光エレメント用の変換フィルムであって、該基板が実質的または全体的にガラスまたはセラミックから、またはポリマー材料からなることを特徴とする該変換フィルム。

【請求項2】

基板Aが50%以上、好ましくは70%以上、特に好ましくは90%以上の透明度を有することを特徴とする請求項1記載の変換フィルム。

【請求項3】

変換フィルムが変換層(または複数の変換層)Bに加えて1またはそれを超える保護層Cおよび/またはカバーフィルムを含むことを特徴とする請求項1または2に記載の変換フィルム。

【請求項4】

変換フィルムが1またはそれを超える変換層(または複数の変換層)Bに加えて、1またはそれを超える透明色層Dおよび/または1またはそれを超えるグラフィック層Eを含むことを特徴とする請求項1ないし3のいずれか1項に記載の変換フィルム。

【請求項5】

発光エレメントが発光半導体エレメント、好ましくはLED、OLED、PLEDまたはエレクトロルミネセント・エレメントであることを特徴とする請求項1ないし4のいずれか1項に記載の変換フィルム。

【請求項 6】

変換層（または複数の変換層）を、適用法によって、好ましくは印刷法によって、特に好ましくはスクリーン印刷法によって基板Aに適用することを特徴とする請求項1ないし5のいずれか1項に記載の変換フィルムを製造する方法。

【請求項 7】

(1) 基板Aを提供し；

(2) 変換層Bを製造するために、適用法によって、好ましくは印刷法によって、特に好ましくはスクリーン印刷法によって、変換顔料を適用し；

(3) 変換層Bでコートした基板Aを乾燥および／または重合および／または架橋し、その場合に、工程(1)の後に工程(2)を最初に行って、工程(2)または工程(3)または工程(2)および(3)を個々におよび／または交互に1、2または3回各々繰り返してもよい

工程を含む請求項6記載の方法。

【請求項 8】

基板Aを、乾燥、重合および／または架橋工程(3)のうちの1つの後に、好ましくは最終工程(3)の後に除去することを特徴とする請求項6または7に記載の方法。

【請求項 9】

請求項6または7に記載の方法に従って得ることができる変換フィルム。